頁	新	旧	変更理由
	第2章 <u>選載、救援及び武力攻撃災害への対処</u> に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (1)~(2) 略 (3) 高齢者、障がい者等 <u>避難行動要支援者</u> への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している <u>選難行動要支援者名簿</u> を活用しつつ、 <u>避難行動要支援者の</u> 避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、 <u>災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう</u> 職員の配置に留意する。 ※ [選集行動要支援者名簿について] 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である(「避難行動要支援者の避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。 また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に提供することが求められている。	第2章 選難及び救援に関する平素からの備え 1 避難に関する基本的事項 (1)~(2) 略 (3) 高齢者、障がい者等への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な 選難行動要支援者の避難について、自然災害時への対応として作成している選挙支援プラン を活用しつつ、避難対策を講じる。 その際、避難誘導時においては、職員の配置に留意する。	災害対策基本法の改正によるもの
	かじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関		

頁	新	旧	変更理由
第 3 編 第 3 章 (P37)	1 国・県の対策本部との連携 (1) 略 (2) 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該 本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、 県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。	1 国・県の対策本部との連携 (1) 略 (2) 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該 本部と緊密な連携を図る。 なお、国の現地対策本部 <u>において</u> 武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、 市対策本部長又は市対策本部長が指名する本部員が出席する。	「国民の保護に関する基本方針」(以下「国指針」という。)及び愛知県国民保護計画の修正を踏まえた追加による変更
第 3 編 第 4 章 第 1 (P40 ~P41)	2 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。ア 略 イ 略 ※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。	2 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。 ア 略 イ 略	国指針及び愛知県国民保護計画の変更を踏まえた修正及び追加

頁	新	旧	変更理由
第 3 編 第 4 章 第 2 (P43)	 2 避難実施要領の策定 (1)~(2) 略 (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 選難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 ア~オ 略 カ 要支援者の避難方法の決定(選難行動要支援者名簿、選難行動要支援者支援班の設置) 	2 避難実施要領の策定 (1)~(2) 略 (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 ア〜オ 略 カ 選難行動要支援者 の避難方法の決定(避難支援プラン)	災害対策基本法の改正による表記の変更
第 3 編 第 4 章 第 2 (P44 ~P45)	3 避難住民の誘導 (1)~(5) 略 (6) 高齢者、障がい者等への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要 支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする(「避難行動要支援者名簿」を活 用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割 を考える必要がある。)。 (ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも 多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋 内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)	3 避難住民の誘導 (1)~(5) 略 (6) 高齢者、障がい者等への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護 保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保 を的確に行うものとする。	